

料金の額及びその徴収期間

別紙3中、1.(1)②へのうち、

「糸貫」を「本巢」に、「北勢」を「いなべ」に改める。

別紙3中、1.(1)④イ(ロ)のうち、

「(この場合、適用する割引制度は、上限料金の引下げに係る割引及び深夜割引に限る。)」を「(この場合、適用する割引制度は、上限料金の引下げに係る割引及び深夜割引(ただし、中日本高速道路会社が別に定める日以降からは上限料金の引下げに係る割引に限る。))に改める。

別紙3中、1.(1)⑤ロのうち、

「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項第7号」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項第8号」に改める。

別紙3中、1.(2)②ロ(イ)イのうち、

「道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第35条の3第1項第13号」を「道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第35条の3第1項第11号」に改める。

別紙3中、1.(2)③に次の項目を追加する。

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までとする。

別紙3中、1.(2)④のうち、

「④平日朝夕割引」を「④平日朝夕割引(マイレージ登録)」に改める。

別紙3中、1.(2)④(ハ)ロaのうち、

「対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。」を「対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値(ただし、中日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え600キロメートル以下の場合は、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え800キロメートル以下の場合は、105を対距離制区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。))」に改める。

別紙3中、1.(2)⑤(ハ)ロaのうち、

「対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。」を「対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値(ただし、中日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え600キロメートル以下の場合は、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え800キロメートル以下の場合は、105を対距離制区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。)」に改める。

別紙3中、1.(2)⑥イのうち、

「ただし、交通混雑期の交通の分散又は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)付則第1条の2に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として」を「ただし、交通混雑期の交通の分散又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第1条第15号に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として」に改める。

別紙3中、1.(2)⑥ロ(ロ)aのうち、

「対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。」を「対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値(ただし、中日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え600キロメートル以下の場合は、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え800キロメートル以下の場合は、105を対距離制区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。)」に改める。

別表3中、1.(2)⑪(ロ)のうち、

「糸貫」を「本巢」に、「北勢」を「いなべ」に改める。

別表3中、1.(2)⑪イのうち、

「ただし、交通混雑期の交通の分散又は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)付則第1条の2に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として」を「ただし、交通混雑期の交通の分散又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第1条第15号に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として」に改める。

別紙3中、1.(2)⑮から㉔を次のとおり改める。

⑮深夜割引(マイレージ登録)

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、午後10時から翌午前5時までの間(以下「深夜割引時間帯」という。)に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行する自動車。

ロ 割引率等

料金の額から、走行経路に基づく距離(以下「走行距離」という。)及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次式により算出した率(率を算出するための距離は、別添3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程、別添5に定める一般有料道路等のキロ程、別添8に定める二輪車定率割引で用いるキロ程及び中日本高速道路株式会社が別に定めるキロ程(以下「深夜割引キロ程」という。)を用いるものとする。以下⑲から㉑まで同じ。ただし、別添6のうち西湘バイパス及び小田原厚木道路(以下「距離対象外区間」という。)は70パーセントとする。)を対距離制区間、区間料金制区間又は別添6に掲げる高速道路の別に乗じて算出した額(それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。以下「深夜割引後の料金の額」という。)を差し引いた額(ただし、10円を下限とする。)を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

$100 - (L1 \div L2 \times W)$ (単位: パーセント)

(注) 上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1: 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計(深夜割引時間帯毎の走行距離は、中日本高速道路株式会社が深夜割引キロ程に記載するインターチェンジ等を通過した記録等を用いて深夜割引時間帯に走行したものと推計した距離とする。ただし、大型車及び特大型車(別添1-1に掲げる自動車の種類がル及びタ、別添1-2に掲げる自動車の種類がヌ及びカを除く。)(以下「大型貨物自動車等」という。)は走行1時間あたり90 キロメートルまでの距離(以下「上限距離(大型貨物等)」という。)、大型貨物自動車等以外の自動車は走行1時間あたり105キロメートルまでの距離(以下「上限距離(大型貨物等以外)」という。)とし、深夜割引時間帯の走行時間が4時間を超える場合は、大型貨物自動車等は上限距離(大型貨物等)360キロメートルを下限として上限距離(大型貨物等)から45キロメートルを、大型貨物自動車等以外の自動車は上限距離(大型貨物等以外)420キロメートルを下限として上限距離(大型貨物等以外)から52.5キロメートルを深夜割引時間帯毎に減じるものとする。以下同じ。)(単位: キロメートル)

L2: 走行距離(単位: キロメートル)

W : 30

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日以降とする。

⑲深夜割引(コーポレート契約)

イ 割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、深夜割引時間帯に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行する自動車。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次式により算出した率(ただし、距離対象外区間は70パーセントとする。)を対距離制区間、区間料金制区間又は別添6に掲げる高速道路の別に乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。(ただし、料金の額から10円を差し引いた額を上限とする。)

$100 - (L1 \div L2 \times W)$ (単位:パーセント)

(注)上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1: 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計(単位:キロメートル)

L2: 走行距離(単位:キロメートル)

W : 30

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日以降とする。

⑩深夜割引(マイレージ登録)経過措置

イ 割引をする自動車

⑭イに掲げる自動車のうち、次の(イ)又は(ロ)のいずれかの要件に該当する自動車。

(イ)午後10時から1時間を経過するまでの間(以下「経過措置時間帯」という。)に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を流出する自動車(ただし、距離対象外区間においては通行料金の請求を受ける料金所のみを通行する場合は、当該自動車。以下⑮において同じ。)

(ロ)走行距離が1,000キロメートルを超える自動車。

ロ 割引率等

料金の額から、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次により算出した率(ただし、距離対象外区間は80パーセントとする。)を対距離制区間、区間料金制区間又は別添6に掲げる高速道路の別に乗じて算出した額(それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。以下「経過措置後の料金の額」という。)を差し引いた額(ただし、10円を下限とする。)を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

(イ) イ(イ)のみの要件に該当する自動車

$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W') \div L2$ (単位:パーセント)

(注)上記式においてL1、L'1、L2、W、W'は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1 : 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計(単位:キロメートル)

L'1 : 経過措置時間帯の走行距離(複数の深夜割引時間帯を跨ぎ走行した場合には、最終の経過措置時間帯の走行距離とする。以下同じ。)(単位:キロメートル)

L2 : 走行距離(単位:キロメートル)

W : 30

W' : 20

(ロ) イ(ロ)のみの要件に該当する自動車

$100 - (L1 + L2 - 1,000) \times W \div L2$ (単位:パーセント)

ただし、上記式により算出した率が100－Wを下回る場合は100－Wとする。

(注)上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計(単位：キロメートル)

L2：走行距離(単位：キロメートル)

W：30

(ハ) イ(イ)かつイ(ロ)の要件に該当する自動車

$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W'1 + (L2 - 1,000) \times W'2) \div L2$ (単位：パーセント)

ただし、上記式により算出した率が100－W'2を下回る場合は100－W'2とする。

(注)上記式においてL1、L'1、L2、W、W'1、W'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計(単位：キロメートル)

L'1：経過措置時間帯の走行距離(単位：キロメートル)

L2：走行距離(単位：キロメートル)

W：30

W'1：20

W'2：L1とL'1が同一である場合は20、L1がL'1より大きい場合は30

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める期間とする。

②深夜割引(コーポレート契約)経過措置

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、次の(イ)又は(ロ)のいずれかの要件に該当する自動車。

(イ)経過措置時間帯に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を流出する自動車。

(ロ)走行距離が1,000キロメートルを超える自動車。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次により算出した率(ただし、距離対象外区間は80パーセントとする。)を対距離制区間、区間料金制区間又は別添6に掲げる高速道路の別に乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。(ただし、料金の額から10円を差し引いた額を上限とする。)

(イ) イ(イ)のみの要件に該当する自動車

$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W') \div L2$ (単位：パーセント)

(注)上記式においてL1、L'1、L2、W、W'は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計(単位：キロメートル)

L'1：経過措置時間帯の走行距離(単位：キロメートル)

L2：走行距離(単位：キロメートル)

W：30

W'：20

(ロ) イ(ロ)のみの要件に該当する自動車

$100 - (L1 + L2 - 1,000) \times W \div L2$ (単位：パーセント)

ただし、上記式により算出した率が100－Wを下回る場合は100－Wとする。

(注)上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1:深夜割引時間帯毎の走行距離の合計(単位:キロメートル)

L2:走行距離(単位:キロメートル)

W :30

(ハ) イ(イ)かつイ(ロ)の要件に該当する自動車

$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W'1 + (L2 - 1,000) \times W'2) \div L2$ (単位:パーセント)

ただし、上記式により算出した率が、 $100 - W'2$ を下回る場合は $100 - W'2$ とする。

(注)上記式においてL1、L'1、L2、W、W'1、W'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1 :深夜割引時間帯毎の走行距離の合計(単位:キロメートル)

L'1 :経過措置時間帯の走行距離(単位:キロメートル)

L2 :走行距離(単位:キロメートル)

W :30

W'1 :20

W'2:L1とL'1が同一である場合は20、L1がL'1より大きい場合は30

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める期間とする。

②割引相互間の適用関係

イ 割引相互間の重複適用関係

①から③まで及び⑥から⑪までに定める割引相互間の重複適用関係は別添7のとおりとする。

ロ 重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添7において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ ⑩及び⑪の割引相互間における重複適用関係

⑩と⑪の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑩は適用しないものとする。

ニ ⑫及び⑬の割引相互間における重複適用関係

⑫と⑬の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑫は適用しないものとする。

ホ ④と①、③、⑥、⑧から⑫まで、⑭、⑮又は⑯の割引相互間における重複適用関係

(イ)④と①、⑧又は⑫から⑭までは、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。

(ロ)④と③、⑥、⑨から⑫まで、⑮、⑭、⑮又は⑯の割引適用要件に該当する自動車の場合、④の割引は適用しないものとする。ただし、次の算式により算出した額が正の数となる場合は、これを差し引いた額を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

A-B

(注)上記式において、A、Bは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A:⑨、⑩又は⑪の割引を適用した額

B:④ロの(イ)から(ハ)により算出した額

ヘ ⑤と②、③、⑥、⑧から⑫まで、⑭、⑮又は⑯の割引相互間における重複適用関係

(イ)⑤と⑧又は⑫から⑫までの割引適用要件に該当する自動車の場合、⑧又は⑫から

⑫までの割引適用後に、⑤の割引を適用する。

(ロ)⑤と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、次式により算

出した額に②の割引を適用する。

$$A - (A - B) \times 2$$

(注)上記式において、A、Bは、それぞれ次の値を表すものとする。

A: (1)に定める料金の額(ただし、⑨又は⑩の割引適用要件に該当する自動車の場合は、当該割引を適用した額とする。)

B: 月間適用回数(コーポレート契約)が10回以上の場合における、⑤口の(イ)から(ハ)で算出した料金の額

(ハ)⑤と⑬の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、⑬の割引を適用する。

(ニ)⑤と③又は、⑥、⑱又は㉑の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引は適用しないものとする。

(ホ)⑤と⑨から⑪までの割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ト ⑬又は⑳と①、⑥から⑮まで又は⑰の割引相互間における重複適用関係

(イ)⑬又は⑳と①、⑦イのうち表中3に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までは、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。なお、⑦イのうち表中3に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までについては、⑦イのうち表中3に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までの割引適用後に、⑬又は⑳の割引を適用する。

(ロ)⑬又は⑳と⑥、⑦イのうち表中3を除くもの、⑨から⑪まで、⑮又は⑰の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑬又は⑳は適用しないものとする。ただし、次の算式により算出した額が正の数となる場合は、これを中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

$$A - B$$

(注)上記式において、A、Bは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A: ⑥、⑦イのうち表中3を除くもの、⑨、⑩又は⑪の割引を適用した額

B: 深夜割引後の料金の額又は経過措置後の料金の額

チ ⑱又は㉑と②、⑥から⑭まで又は⑯の割引相互間における重複適用関係

(イ)⑱又は㉑と⑦イのうち表中3に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までは、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。なお、⑦イのうち表中3に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までについては、⑦イのうち表中3に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までの割引適用後に、⑱又は㉑の割引を適用する。

(ロ)⑱又は㉑と②又は⑯は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑱又は㉑の割引適用後に、②又は⑯の割引を適用する。

(ハ)⑱又は㉑と⑥、⑦イのうち表中3を除くもの、⑨、⑩又は⑪の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

別紙3中、1.(2)㉒のうち、

「③又は⑥に定める方法により算出した割引適用後の額が、平成28年3月31日時点の割引適用後の料金の額(以下「従前の割引適用後の額」という。)を超える場合には、従前の割引適用後の額を適用するものとする。」を「③又は⑥に定める方法により算出した平成28年4月1日時点の割引適用後の額が、平成28年3月31日時点の割引適用後の料金の額を超える場合には、平成28年3月31日時点の割引方法により算出した後の額を適用するものとする。」に改める。

別紙3中、1.(7)を削る。

別紙3中、別添3のうち、

	恵那
中津川西	6.5

を

		恵那
	恵那峡 SA スマート	3.9
中津川西	2.6	6.5

に

	小牧 ジャンクション
小牧東	7.1

を

		小牧 ジャンクション
	小牧 オアシス	4.3
小牧東	2.8	7.1

に

	桑名
桑名東	3.9

を

		桑名
	大山田 PA スマート	2.6
桑名東	1.3	3.9

に改める。

別紙3中、別添5のうち、

「糸貫」を「本巢」に、「北勢」を「いなべ」に改める。